

議案第12号 小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

小松島市長及び副市長の給与条例新旧対照表

現行	改正後（案）	備考												
<p>第2条 市長及び副市長の給料は、別表の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>1～17 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="224 1002 1014 1141"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>880,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>703,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	880,000円	副市長	703,000円	<p>第2条 市長及び副市長の給料は、別表の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>1～17 略</p> <p><u>18 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p><u>19 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における副市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1037 1002 1827 1141"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>880,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>703,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	880,000円	副市長	703,000円	<p>追加</p> <p>追加</p>
区分	給料月額													
市長	880,000円													
副市長	703,000円													
区分	給料月額													
市長	880,000円													
副市長	703,000円													